

平成29年度南大隅町議会定例会7月会議 会議録

招集年月日 平成29年4月27日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成29年4月27日 午前10時00分

開 議 平成29年7月20日 午前10時14分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 な し
 出席議員 全 員
 欠席議員 な し

会議録署名議員 : (12番) 川原 拓郎 君 (1番) 浪瀬 敦郎 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	馬見塚 大助 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	下園 敬二 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	上之園 健三 君
支所長	山野 良慈 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	畦地 耕一郎 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課財政第1係長	山里 真奈美 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課財政第2係長	石畑 光紀 君
介護福祉課長	山本 圭一 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり

会議に付した事件 : 議事日程のとおり

議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成29年7月20日 午前10時30分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定
- 日程第 3 議案第 16 号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について議決を求める件
- 日程第 4 議案第 17 号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について議決を求める件
- 日程第 5 議案第 18 号 請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について議決を求める件
- 日程第 6 議案第 19 号 請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について議決を求める件
- 日程第 7 議案第 20 号 南大隅町佐多岬公園観光案内所条例制定の件
- 日程第 8 議案第 21 号 損害賠償請求訴訟上の和解について議決を求める件

▼ 開 会

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成29年度南大隅町議会定例会7月会議を開きます。
議事日程表により、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、川原拓郎君及び浪瀬敦郎君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
7月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、7月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 議案第16号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第16号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第16号は、請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について議決を求める件についてであります。

本案は、佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区）の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区）
- 2 工事場所は、南大隅町佐多馬籠地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札
- 4 契約金額は、1億5千6百60万円
- 5 契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3316番地
株式会社 瀬戸山組
代表取締役 福谷 俊哉 でございます。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第16号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第16号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第4 議案第17号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第17号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第17号は、請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について議決を求める件についてであります。

本案は、佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区）の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区）
- 2 工事場所は、南大隅町佐多馬籠地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札
- 4 契約の金額は、1億2百60万円
- 5 契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1924番地4
株式会社 東建設
代表取締役 油木田 正巳 でございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結

について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第18号 請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第18号 請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第18号は、請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について議決を求める件についてであります。

本案は、佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業
- 2 工事場所は、南大隅町佐多辺塚地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札
- 4 契約の金額は、8千3百16万円
- 5 契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1924番地4
株式会社 東建設
代表取締役 油木田 正巳でございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第18号 請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第18号 請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第19号 請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第19号 請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第19号は、請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について議決を求める件についてであります。

本案は、多目的健康広場整備工事（1工区）の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、多目的健康広場整備工事（1工区）
- 2 工事場所は、南大隅町根占川南地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札

- 4 契約金額は、6千1百29万円
- 5 契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南3111番地
株式会社 百次建設
代表取締役 東 和朗 でございます。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第19号 請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第19号 請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第20号 南大隅町佐多岬公園観光案内所条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第20号 南大隅町佐多岬公園観光案内所条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第20号は、南大隅町佐多岬公園観光案内所条例制定の件についてであります。

本案は、佐多岬整備事業により鹿児島県から施設の財産譲渡を受けた南大隅町佐多岬公園観光案内所の設置に伴い、同案内所の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

施設の概要は、鉄筋コンクリート造、延床面積119.64㎡で、観光案内所、休憩室、トイレ、管理人室等を備えており、供用開始日を、7月22日としております。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号 南大隅町佐多岬公園観光案内所条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 南大隅町佐多岬公園観光案内所条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 8 議案第 2 1 号 損害賠償請求訴訟上の和解について

議長（大村明雄君）

日程第 8 議案第 2 1 号 損害賠償請求訴訟上の和解について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（森田俊彦君）

議案第 2 1 号は、鹿児島地方裁判所に係属中の柔道整復施術療養費及び、はり・灸等施術料補助金に係る損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 事件名は、鹿児島地方裁判所平成 2 6 年（ワ）第 697 号損害賠償請求事件

2 和解の当事者は、

(1) 原告 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 226 番地
南大隅町

(2) 被告 山形県東田川郡三川町大字横山字大正 32 番地 6
宇野仁一

3 和解内容は、

(1) 被告は、柔道整復施術療養費に対し和解金 2 百 50 万円を支払う

(2) 被告は、はり・灸等補助施術料補助金に対し 3 百万円を支払う

(3) 和解金上乗せ額として 50 万円を支払う

(4) 裁判費用の一部等として 50 万円を支払う

4 和解理由は、鹿児島地方裁判所から職権による和解勧告がなされたこと及び被告の支払能力等を勘案し、和解しようとするものでございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号 損害賠償請求訴訟上の和解について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 損害賠償請求訴訟上の和解について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

平成29年度南大隅町議会定例会7月会議を散会します。

散会 : 平成29年7月20日 午前10時30分